

3月定例会

問 ①アレルギー相談員の設置で、保護者の声を委託業者に伝え、どう調理に活かすのか。
②学校給食に「小麦除去のしよゆを取り入れること」を求めたが、どうなったか。
(龍 すみ江議員)

答 (給食センター長)
①保護者の声に耳を傾けて毎月の確認の中で伝えたい。
②危険リスク・栄養教諭の意見等、調整したい。

問 子どもの貧困に対する要保護児童生徒の修学旅行費補助は、生活保護法により県が補助するとの説明であるが町がおこなう教育扶助との区分がしっかりとできているのか。
(西澤 桂一議員)

答 (教育管理部長)
生活保護法における教育扶助の対象は、「学校給食費、通学用品費、学用品費」であり、修学旅行費補助は町予算で計上している。

問 29年度予算で、教育費は対前年度27.7%と

いう素晴らしい伸びであるが、「愛荘町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費」の認定基準に対する配慮は行われているか。
(西澤 桂一議員)

答 (教育管理部長)
子どもの貧困問題等について、29年度の総合教育会議で検討する。

全体総括質疑

問 住民投票条例ができたが、とくに民間事業所勤務者に対しての情報公開が大切である。この人達が参加できる道筋をつけないと有名無名の制度になる。このことについての考えを聞く。
(河村 善一議員)

答 (町長)
町広報誌を各企業に配付するなどしっかりと情報を提供していく。

問 情報提供のツールとして、タブレット・フェースブック・ホームページなどを総合的に考えるべきではないか。
(河村 善一議員)

答 (総合政策部長)
HPでの公開は、現在もやっているが、その精査を行うとともに、他のSNSを使っているの情報提供も検討していきたい。

問 旧郡役所の活用について、文化財価値を残すというところで、エレベーターの設置はなく2階ホールを利用するには階段しかない。それも狭い。トイレもない。ユニバーサルデザインマナーを徹底すると言われるが、高齢者や障がい者の利用に問題は無いのか。
(伊谷 正昭議員)

答 (総合政策部長)
ユニバーサルデザインマナーのあり方について、どういう対応ができるのか。障がい者の目から見た施設利用について専門家の研修を受け、ハード面・ソフト面で考えていく。2階にトイレを設置することが可能か検討する。

問 中山道の再生整備事業は拠点づくりだけで成り立つものでなく、沿線の活性化について今から考えてお

く必要がある。
(伊谷 正昭議員)

答 (総合政策部長)
地域のグランドデザインがあつて、そのなかで拠点の充実を図っていくのが本来のやり方である。歩いて地域を楽しく見られるルートづくりや地域の理解・協力が不可欠である。



工事中の旧郡役所

問 予算規模がここ数年急激に膨らんできており、29年度は一挙に106億円という規模になった。町の財政体力から20億円も背伸びした予算である。
学校の大規模増改築などその原因は理解しているが、無駄の排除・効率化を進めるべき平常業務面においても昨年

が必要がある。

度と比べ6億円程度増えている。
行政課題の緊急性・重要性をゼロベースで検証したうえで事業を取捨選択し予算編成を行ったとのことであるが、結果的にどのような事業を見直したのか。
(西澤 桂一議員)

答 (町長)
人口の高齢化・減少傾向を見定め、次世代につなぐ事業に重点を置いた。

問 基金積立金(貯金)が14億4,000万円も取崩され、残額は37億6,500万円となった。一方、地方債(借金)残額は205億5,100万円もある。今後を見据えても財政規律を厳しくしなければならぬ。この状況をどのように考えているのか。また、町財政の健全度は近隣市町に比較してどうか。
(西澤 桂一議員)

答 (町長)
一般債は減らしてきている。町の財政健全度は悪くない。

平成29年度一般会計予算及び6特別会計予算(議案第21~27号)を除く議案は次のとおりです。
各議案は慎重審議の結果可決されました。
(議員別賛否は14ページ)

A 条例制定

議案第1号

愛荘町総合計画

策定条例の制定

これまでの総合計画は、地方自治法第2条において議会の議決を経て定めるところになっていたが、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、策定および議会の議決を経るかどは町の判断に依ることになった。

町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、町の総合計画策定に關し必要な事項を定めるもの。
これにより従来の「愛荘町総合計画審議会条例」は廃止された。公布日から施行。

議案第2号

愛荘町住民投票

条例の制定

町の将来を左右するような重大な問題や、町政に大きな影響を及ぼす事項について、直接住民の意思を把握し、その総意を町政に反映させていくための手続きその他の必要な事項を定める。
公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

反対討論

西澤 桂一 議員

問 在勤在学者に対する周知をどのように行うのか。(河村 善一議員)

答 (総務課長)
施行まで一年間の猶予期間を設けているので、その間に規則で基本的な事項を定めて啓発していく。

この条例は、町の将来に係る重要事項について町民に直接意見を聞くという大切な条例である。未だに煮詰っていない部分が多くある。
また、住民参加のためには入り口を広くすべきであるのに非常に厳しい。
これでは考えが逆であり、実行が伴わない。もっと完成度の高い条例として議会に提出すべきであり現段階では反対する。

賛成討論

竹中 秀夫 議員

住民の町政参加を推進し、公正で民主的な町政運営の向上・町民自治の確立に資することを目的とするもので必要な制度である。世代を超えて住み続けられる魅力ある町づくりを進めるために、対等な立場で町民・議会・行政が関わる必要がある。間接民主性を補完する制度として、今日まで議論してきたところであり賛成する。

議案第3号

愛荘町空家等対策協議会

条例の制定

空家等対策の推進に関する特別措置法および地方自治法に基づき、命令、代執行などの審議をするために設置された。4月1日から施行。